

【事案Ⅵ－8】入院共済金請求

・平成 31 年 2 月 13 日 申立て不受理

<事案の概要>

申立人は、医師の判断のもと、平成 27 年 10 月から 268 日入院したことにより、入院共済金を請求したところ、被申立人から規定上の入院に該当しないとして、一部を除き支払対象外とされたことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、平成 27 年 10 月から 268 日入院した医療共済 2 契約(日額 5,000 円・6,000 円)の共済金請求合計 294 万円を申立人に支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 支払否の理由は入院の定義に該当するものとは判断できないとの理由だが、医師の判断のもと、現在まで入退院を繰り返す程、本人にとって辛い病気であり、日々病状も変わっている中で、一概に認められないのは不服である。
- (2) 摂食障害があり、摂取できる食物が制限されており、体脂肪は 4%しかないのに脂肪が体内にあることが許されず、マラソン等の過活動や自傷行為を繰り返し、命の危険もあり、入院でしか治療できない状況であった。

強迫性障害は通院での治療が原則とあるが、通院自体が出来ない病状であった。

<共済団体の主張>

被申立人は、本案件について裁判所に対し訴訟を提起する予定であることから、裁定手続規則第 16 条(裁定審議を行わない場合)第 3 項に該当するため、裁定審議を行わないとの判断を求める。

<裁定の概要>

訴訟係属を確認したうえで、共済相談所規定第 10 条第 2 項第三号(裁定手続規則第 16 条第三号)に基づき、裁定申立てを不受理とし、裁定の審議を行わない方針を確認した。その後、被申立人より訴訟係属証明の提出を受け、裁定申立てを不受理とした。